

(目的)

第 1 条 本要綱は、那覇市中心市街地における道路の一部である広場（以下「交通広場」という。）で行われる路上イベントを適正に管理するために必要な事項を道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)及び道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン（平成 17 年 3 月）に基づき定める。

(交通広場)

第 2 条 本要綱は、次に掲げる交通広場に適用する。

- (1) 泉崎牧志線(パレットくもじ前交通広場) 別図 1
- (2) 牧志壺屋西線(てんぶす那覇ポケットパーク) 別図 2
- (3) 牧志 23 号(牧志駅前交通広場) 別図 3
- (4) 泉崎牧志線(美栄橋駅前交通広場) 別図 4

(道路占用の許可条件)

第 3 条 道路占用許可の対象となる路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むものにかぎる。

(占用主体)

第 4 条 路上イベントに伴う交通広場の占用は、次の各号のいずれかが一括して占用するものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 地方公共団体を含む地域の関係者からなる協議会等
- (3) 地方公共団体が支援する路上イベント(地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの。)の実施主体。
- (4) その他、市長が必要があると認める団体

(道路占用許可)

第 5 条 路上イベントを実施する占有者(以下「占有者」という。)は、道路占用許可申請書(第 1 号様式)を道路管理課へ提出し、道路占用許可を受けなければならない。

(占用予定日の予約)

第 6 条 占用予定日の予約は、路上イベントを実施しようとする日の 6 ヶ月前からとする、但し市長が認める公共性の高い路上イベントについては 1 年前からとする。

(事前の協議、申請手続)

第 7 条 占有者は、道路管理課及び関係機関との事前の協議終了後、路上イベントを実施しようとする日の 2 週間前までに、次に掲げる書類を添え道路占用許可申請をおこなうこと。この場合において申請書は、3 部提出しなければならない。なお期限までに事前の協議及び道路占用許可申請がない場合は予約を解除するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 実施要綱(企画書)
- (3) 占用物配置図
- (4) その他市長が必要と認める資料

(許可)

第8条 市長は、前条の申請書類が適正な場合には、申請者へ道路占用許可書を与えることができる。

(完了報告)

第9条 路上イベント終了後占用者は、道路占用完了届を次に掲げる資料を添えて道路管理課へ提出するものとする。

- (1) 実施状況写真を数枚
- (2) 路上イベント開始前と終了後の交通広場面の状況写真
- (3) 破損している箇所があればその箇所の写真

(占用期間及び占用時間の制限)

第10条 路上イベント実施の期間及び時間は次に掲げるとおりとする。但し市長が認める場合はその限りではない。

- (1) 実施期間 1週間以内(準備及び撤去含む。)
- (2) 実施時間 午前7:00～午後9:00(準備及び撤去含む。)

(占用許可の取消等)

第11条 市長は、道路工事、災害等、その他道路管理上必要と認めるときは、占用許可期間内であっても、占用者の責任で占用物の撤去又は移設を行うよう命ずることができる。

- 2 本要綱及び占用許可条件に違反している者又は虚偽その他不正な手段により許可を受けた者に対して、道路法第71条第1項の規定に基づき、許可の取り消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状回復、又は広場からの退去を命ずるものとする。
- 3 前項により占用者に損害が生じても、本市は一切の責任及び負担を負わない。

(管理義務)

第12条 占用者は、路上イベント実施期間中、占用物及び占用範囲での管理義務を負わなければならない。

(現場管理責任者の配置)

第13条 占用者は、路上イベントを実施期間中、現場管理責任者を配置しなければならない。

(掲示板の設置)

第14条 占用者は、次に掲げる事項を記載した掲示板を交通広場の人目に付く場所に設置しなければならない。

- (1) 路上イベント名
- (2) 期間
- (3) 主催、共催者等
- (4) 現場管理者連絡先

(収益活動)

第15条 路上イベントにおける収益活動の、実施にあたっては関係者へ事前調整を行い合意形成を図ること。

- 2 収益活動は、路上イベント実施組織のメンバー及び近隣協力店舗からの参加とする、但し市長が

認める場合はそのかぎりではない。

(物品、飲食物、移動販売車)

第 16 条 物品の販売等、飲食物の販売等及び移動販売車の使用は、路上イベントの主目的とした行為に付随した従たる行為である場合に限り許可する。なお、飲食物の販売等及び移動販売車の使用については、那覇市中心市街地交通広場占有許可条件を遵守すること。

(その他)

第 17 条 交通広場にかかる占有許可条件は、建設管理部長が別途定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 22 日から実施する。